

2020年2月6日

お客様各位

コミュニティワン株式会社
代表取締役社長 大熊 剛

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社業務に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは2020年2月6日付けで、国土交通省関東地方整備局より、下記の通り監督処分を受けましたので、ご通知申し上げます。

今回の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客様ならびに関係者の皆様に大変ご迷惑お掛けいたしましたこと衷心よりお詫び申し上げます。

既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの見直しを実施しておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 処分年月日:2020年2月6日
2. 根拠法令:マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第81条第1号、法81条本文
3. 処分理由:①管理組合財産を、弊社の複数の元従業員又は再委託先の従業員が不正に着服し、管理組合に損害を与えた。
②マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第87条第2項第1号イに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合において、法第76条及び規則第87条第2項第1号イの規定に違反して、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換えなかった。
4. 処分内容:指示処分

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
コミュニティワン株式会社 マンション企画部
03-5491-6319
受付時間:9時00分~18時00分
土曜日、日曜日及び祝日を除く